

移住・起業のしおり

令和2年度版
ひょうごの空き家を活用した



CASE STUDY

- Case 1 空き家×移住
- Case 2 空き家×起業

TOPICS

- 空き家活用支援事業
- 古民家再生促進支援事業 など

表紙写真：淡河宿本陣跡（兵庫県神戸市北区淡河町淡河）

移住・起業のしおりって？

兵庫県内には魅力的な住まいや事業所として活用できる可能性を秘めた空き家が数多くあります。

このしおりでは兵庫県内の空き家・空き店舗を多くの方に活用していただけるよう、空き家の利活用の際に使える充実した支援制度をご紹介します。

空き家を活用した移住や起業をお考えの方、空き家を持っているけれどその活用方法が決まっていない方は是非、この冊子を参考にしてみてください。

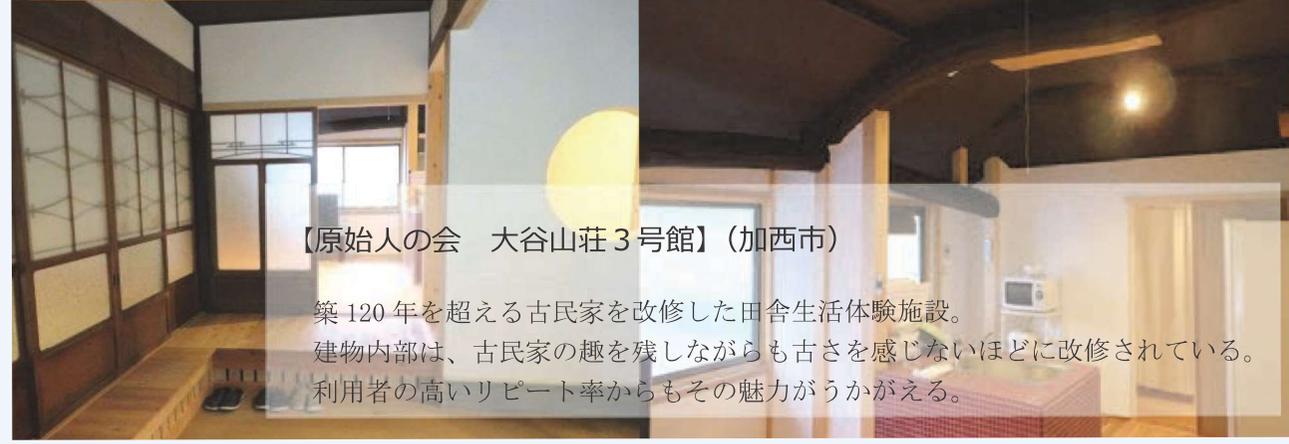
【篠山城下町ホテルNIPPONIA】
(丹波篠山市)

重要伝統建造物群保存地区に選定された丹波篠山市篠山地区。城下町にある築100年を超える空き家となっていた町家を、宿泊施設としてコンバージョン。歴史的な街並み景観の形成と地域の活性化に寄与している。



【手打ち蕎麦処 龍玄庵】(多可町)

移築約100年の空き家を改修して、手打ち蕎麦処としてオープン。地元産の蕎麦や農産物及び加工品を利用した料理を提供している。



【原始人の会 大谷山荘3号館】(加西市)

築120年を超える古民家を改修した田舎生活体験施設。建物内部は、古民家の趣を残しながらも古さを感じないほどに改修されている。利用者の高いリピート率からもその魅力がうかがえる。

空き家をリフォームして住むとき
(空き家活用支援事業)

築20年以上等の要件を満たす住宅の場合、改修費を最大**100万円**(若年・子育て世帯は最大**150万円**)を補助します。

問 兵庫県 住宅政策課 ☎078-362-3583

県産木材を使用してリフォームするとき
(兵庫県産木材利用木造住宅特別融資制度)

県産木材を一定以上使用して増改築あるいは既存住宅のリノベーション、リフォームを行う場合の資金を融資します。

問 兵庫県 林務課 ☎078-362-9224

改修費を借りるとき
(転入者住宅改修工事利子補給事業)

オールドニュータウン転入者に対し、既存住宅の改修工事に係る借入金の利子相当額を最大**15万円**補助します。

問 兵庫県 住宅政策課 ☎078-362-3595

住宅を耐震化するとき
(ひょうご住まいの耐震化促進事業)

昭和56年5月以前着工の旧耐震基準の住宅の耐震改修等を支援します(窓口は市町)。

問 兵庫県 建築指導課 ☎078-362-4340

遊休農地を活用するとき
(田舎暮らし農園施設整備支援事業)

遊休農地等の活用を前提に、農地の復旧や施設の整備費を最大**75万円**、空き家の改修費等を最大**150万円**補助します。

問 兵庫県 楽農生活室 ☎078-362-9198

住宅をバリアフリー化するとき
(人生いきいき住宅助成事業)

バリアフリー化工事により、高齢者等に対応した住宅に改修する場合に、最大**80万円**を補助します。

問 兵庫県 都市政策課 ☎078-362-4298

支援制度を活用しよう

空き家バンクで物件探し

「空き家バンク」とは、市町が空き家情報を提供するウェブサイトのこと。「空き家バンク」をご覧ください。掘り出し物件が見つかるかも…?

お試し住宅で地域を知る

一定期間のお試し居住ができる、市町のお試し住宅。生活体験、物件探しの拠点など利用目的もさまざま。県でも県営住宅の空き室を使ったお試し住宅を県内各地に設置しています。



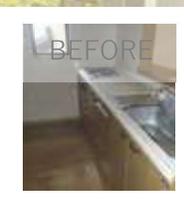
▲ 朝来市「あさご暮らし体験住宅 川尻住宅」

市町名	名称	担当課	電話番号
赤穂市	お試し暮らし住宅	市民対話課	0791-43-6812
上郡町	移住体験住宅	企画政策課	0791-52-1112
豊岡市	お試し住宅 ほか	環境経済課	0796-21-9096
養父市	ちょこっと暮らし住宅 ほか	やぶぐらし課	079-662-3172
朝来市	あさご暮らし体験住宅	総合政策課	079-672-1492
新温泉町	新温泉町いなか暮らし体験住宅	商工観光課	0796-82-5625
淡路市	淡路市暮らし体験住宅	まちづくり政策課	0799-64-2506

▲ 兵庫県内でお試し住宅の提供をしている市町の一覧

CASE 1 空き家×移住

空き家のリフォームは間取りも、設備も内装も、自分仕様にするんです。空き家を活用して、自分好みのマイホームをつくりませんか？



事業をする場合の支援制度

女性・若手・ミドル・シニア等が起業するとき (女性・若手・ミドル・シニア起業家支援事業)

所定の年齢要件等を満たす代表者が起業する場合に起業に係る経費の一部等を最大 **100** 万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して補助を最大 **100** 万円上乗せします。

問 兵庫県 新産業課 (☎078-362-4156)

IT事業所を開設するとき (IT 戦略推進事業)

空き家をIT関連事業所として活用するための改修費、賃借料、通信回線使用料等を最大 **3700** 万円(3年間)補助します。

問 兵庫県 新産業課 (☎078-362-3054)

コワーキングスペースを開設するとき (コワーキングスペース開設支援事業)

空き家をコワーキングスペースとして活用するための改修費、賃借料、通信回線使用料等を最大 **910** 万円(3年間)補助します。

問 兵庫県 新産業課 (☎078-362-4157)

商店街の空き店舗を活用するとき① (商店街シンボル建築物再生支援事業)

商店街の歴史を物語るシンボリックな建築物を改修し、にぎわい・交流の拠点として再生する場合の設計及び改修費を最大 **2200** 万円補助します。

問 兵庫県 都市計画課 (☎078-362-9296)

古民家を活用するとき (古民家再生促進支援事業)

古民家(築50年以上で伝統的構法等の要件あり)を地域交流拠点に改修する際、最大 **1000** 万円を補助します。別途、所有者負担なしで古民家の建物調査や再生提案を受けられるメニューもあります。

問 兵庫県 住宅政策課 (☎078-362-3583)

クリエイティブな起業・事業拡大をするとき (ポストコロナ・スタートアップ支援事業 (拡充版クリエイティブ起業創出事業))

ポストコロナ社会を視野に入れた新たな価値や市場を生み出すクリエイティブな起業をする場合に起業に係る経費等を最大 **400** 万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して **100** 万円上乗せします。

問 兵庫県 新産業課 (☎078-362-4156)

オフィスビルの空き床を活用するとき (空き床等活用支援事業)

閉鎖された事業用建物やオフィスビルの空き床を活用する場合に、改修費、賃借料を最大 **400** 万円まで補助します。

問 兵庫県 産業立地室 (☎078-362-4154)

子育てスペースを整備するとき (子育てほっとステーション事業)

空き店舗等を子育てスペースとして活用するための施設整備費等を最大 **100** 万円補助します。

問 兵庫県 男女家庭課 (☎078-362-4185)

商店街の空き店舗を活用するとき② (商店街空き店舗再生支援事業)

商店街が空き店舗を借り上げ、商店街に必要な業種等の魅力ある出店者を誘致する取組を支援します。一店舗当たり最大 **200** 万円補助します。

問 兵庫県 経営商業課 (☎078-362-3326)

ふるさとに移住し起業するとき (ふるさと起業・移転促進事業)

UJI ターンにより県内へ移住し、起業する場合に、起業・移転に係る経費等を、最大 **200** 万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して改修費補助を最大 **100** 万円上乗せします。

問 兵庫県 新産業課 (☎078-362-4156)

CASE 2 空き家×起業

新築ではなく空き家活用だからこそ
味のある事業所になる。
空き家を活用して、新しいことはじめてみませんか？



▲ 江戸時代に建立された大庄屋で、民俗学の父である柳田國男が、幼少期読書に明け暮れた三木家住宅が宿泊施設・レストランに改装されました。自然豊かな風土と歴史の遺産に恵まれ、観光スポットとしても注目を集めている福崎町を、さらに盛り上げることが期待されます。



◀ 「ゴミを宝物にしたという人生の大きな作品」とオーナーが語る、セルフリノベーションされた一棟貸しの民宿。解体するしかないと思われていた空き家が、改修未経験のオーナーにより県の空き家活用支援制度を利用して、生まれ変わりました。

▼事業活用事例



住宅型
築約45年の空き家を改修



地域交流拠点型
築約130年の空き家を改修



空き家活用支援事業

空き家（共同住宅の空き室もOK）を住宅、事業所、地域交流拠点として活用しようとする場合に、改修費の一部を支援します。

○対象地域

政令市又は中核市を除く地域。ただし、姫路市における旧香寺町、安富町、夢前町及び家島町の区域並びにまちなか再生区域は対象。

○事業の対象となる空き家

一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸のうち、次のいずれにも該当するもの

- ・築20年以上であること
- ・台所・便所・風呂等の水回り設備が10年以上未更新
- ・空き家期間が6箇月以上
- ・耐震性能を有する（改修工事に合わせて耐震改修する場合も可）

○補助額

対象工事費は、空き家の機能回復又は設備改善に必要な改修工事費。
・市街化区域以外の区域の場合

住宅型 一般タイプ			
一戸建て住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
100万円以上 200万円未満	50万円	100万円以上 200万円未満	50万円
200万円以上 300万円未満	83万円	200万円以上	66万円
300万円以上	100万円		

住宅型 若年・子育てタイプ			
一戸建て住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
100万円以上 200万円未満	75万円	100万円以上 200万円未満	75万円
200万円以上 300万円未満	125万円	200万円以上	100万円
300万円以上	150万円		

事業所型			
一戸建て住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
150万円以上 250万円未満	66万円	150万円以上 250万円未満	66万円
250万円以上 350万円未満	100万円	250万円以上 350万円未満	100万円
350万円以上 450万円未満	133万円	350万円以上	116万円
450万円以上	150万円		

地域交流拠点型			
一戸建て住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
100万円以上 200万円未満	75万円	100万円以上 300万円未満	100万円
200万円以上 400万円未満	150万円	300万円以上 500万円未満	200万円
400万円以上 600万円未満	250万円	500万円以上 700万円未満	300万円
600万円以上 800万円未満	350万円	700万円以上	350万円
800万円以上 1,000万円未満	450万円		
1,000万円以上	500万円		

県と連携した空き家活用支援事業（市街化区域）

※市街化区域に関しては、市町が補助制度を持っている場合に限り、支援を受けることができます。
単位：万円（ ）は共同住宅への補助制度がある場合の補助額。補助金は最大額。

	住宅型		事業所型	地域交流拠点型	担当課	電話番号
	一般世帯	若年・子育て世帯				
芦屋市	100 (66.6)	150 (100)	150 (116.6)	500 (350)	住宅課	0797-38-2721
川西市	—	100	—	200	住宅政策課	072-740-1205
三田市	—	100	—	200	都市再生課	079-559-5128
加古川市	50	—	—	—	住宅政策課	079-427-9327
高砂市	150	200	150	—	都市政策課	079-443-9033
稲美町	150	150	150	—	都市計画課	079-492-9143
加西市	150	200	225	500	きてみて住んで課	0790-42-8729
加東市	100 (66.6)	150 (100)	150 (116.6)	500 (350)	都市政策課	0795-43-0517
相生市	150	200	225	500	地域振興課	0791-23-7130
赤穂市	100	150	150	500	都市計画課	0791-43-6827
たつの市	150	200	225	—	まちづくり推進課	0791-64-3167
太子町	150	200	220	500	まちづくり課	079-277-5992

【問合せ先】 兵庫県 住宅政策課 TEL:078-362-3583

古民家再生促進支援事業

事業概要

地域の建築士・大工等による古民家の建物調査及び再生提案を、ひょうご住まいサポートセンターに委託して実施するとともに、市町とともに活用のための改修工事費補助の一部を補助。

<事業の対象となる古民家>

次に掲げる要件に該当する築50年以上の住宅
又は歴史的建築物

- ・ 軸組構法で造られたもの
- ・ 接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手及び仕口を用いたもの
- ・ 筋かい等の斜材を多用せず、貫を用いたもの
- ・ 主要な壁は土塗り壁等の湿式工法を用いたもの
- ・ 屋根は和瓦又は茅葺き等伝統的素材を用いたもの

※歴史的建築物

- 次に掲げる要件のいずれかに該当する住宅をいう。
- ア 景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観重要建造物
 - イ 県又は市町の景観条例等に基づく景観形成重要建造物等
 - ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく指定文化財又は登録文化財
 - エ 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物
 - オ ひょうごの近代住宅100選に選定された建築物



籠邸（伊丹市伊丹）



山陽盃酒造（宍粟市山崎町山崎）

① 建物調査

古民家を対象として、大工・建築士等の専門家を派遣して古民家を調査し、建物の状態や維持管理方法、修繕・再生の可能性等のアドバイスをを行います。

② 再生提案

建物調査を行った古民家のうち、特に再生を推奨するものについて、専門家を再度派遣して、所有者の意向等を勘案した再生手法の提案を行います。

③ フィジビリティ（実現可能性）調査費補助

再生提案または自主提案を行った古民家のうち、古民家活用の実現可能性を調査・評価するために必要な経費の一部の補助を行います。

④ 改修工事費補助

再生提案または自主提案を行った古民家のうち、地域活動の拠点・宿泊体験施設・店舗等の地域活性化に資する施設（地域交流施設等）又は歴史的景観形成地区等で賃貸住宅として再生するものに対して市町とともに改修工事費の補助を行います。

・補助額 ※市町が補助する額を上限とする

古民家		古民家のうち歴史的建築物	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
500万円以上 1,000万円未満	250万円	500万円以上 1,000万円未満	250万円
1,000万円以上 1,500万円未満	400万円	1,000万円以上 2,000万円未満	500万円
1,500万円以上	500万円	2,000万円以上 3,000万円未満	850万円
		3,000万円以上	1,000万円

【問合せ先】

兵庫県住宅政策課 TEL:078-362-3583

ひょうご住まいサポートセンター TEL:078-360-2536

※ひょうご住まいサポートセンターでは、建物調査・再生提案に関することのみ対応します。

その他 空き家等の活用に関する県の支援制度

事業番号	事業名	事業概要	対象経費	担当課室	連絡先
①	ひょうごチャレンジ起業支援貸付	「ふるさと起業・移転促進事業」、「女性・若手・ミドル・シニア等起業家支援事業」、「クリエイティブ起業創出事業」の申請書に対して資金を融資	融資（改修等設備資金、運転資金）	新産業課	078-362-4156
②	空き店舗等再生貸付	空き店舗等を活用して事業を行う場合に資金を融資	融資（改修等設備資金、運転資金）	地域金融室	078-362-3321
③	商店街新規出店・開業支援事業	やる気ある事業者の新規出店・開業促進及び子育て・高齢者支援等、地域の交流や生活支援を図る施設の設置運営を支援	改修費、賃借料	経営商業課	078-362-3326
④	空き家等を活用した障害者の地域交流促進事業	空き家等を借り上げ、障害福祉サービス事業者等が工賃向上等に関する事業に活用する場合の初度整備費等を支援	生産活動に必要な備品購入費等、賃借料	ユニバーサル推進課	078-362-3261
⑤	「がんばる地域」交流・自立応援事業	多自然地域の遊休施設を活用した稼ぐしくみづくりを構築するための計画策定・改修を支援	計画策定費、拠点整備費	企画参事 (地域振興担当)	078-362-4314
⑥	六甲山遊休施設活用等支援事業	六甲山上に立地する遊休施設等について、不特定多数の方が利用可能な集客施設（ホテル、ゲストハウス、工房、レストラン等）又は都市型創造産業（IT、デザイン、映像等）に資するオフィスとして活用する場合の改修等を支援	一般改修工事費、耐震改修工事費、建替工事費、新設工事費	土地対策室	078-362-9297

空き家等の活用に関する市町の支援制度

※掲載している他にも支援制度がある場合があります。

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
神戸市	里づくりの拠点施設等改修支援事業（交流施設型）	地域の特色を活かして都市住民との交流等を実施する拠点となる施設の整備費を補助	改修費	農政計画課	078-984-0371
	里づくりの拠点施設等改修支援事業（定住・起業型）	神戸・里山暮らし空家バンクに登録されている空家等を専用住宅として取得又は賃借する場合の空家の整備費を補助	改修費	農政計画課	078-984-0371
	里づくりの拠点施設等改修支援事業（神戸農泊・お試し移住型）	農業体験等と組み合わせて宿泊業を営む施設の整備や、短期滞在型住宅施設の整備費を補助	改修費	農政計画課	078-984-0371
	里山「しごとつくる拠点施設」整備支援事業	里づくりの拠点施設のうち、特に、農村地域における「しごと」を増やし、地域の「担い手」の育成に寄与すると認められる施設の整備費を補助	改修費	農政計画課	078-984-0371
	空家活用支援事業	空き家の片付けに要する費用を補助	片付け処分費用	農政計画課	078-984-0371
	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度、空き家再生等推進事業	空き家住宅等を地域の活性化に資する地域活動や地域住民の交流拠点等の用途に活用するための改修費を補助	改修費	すまいるネット	078-647-9933
	神戸市空き家・空き地地域利用応援制度、空き家地域利用リノベーション補助事業	戸建てまたは長屋の空き家（市街化区域内に限る）を交流施設等に活用する場合、地域利用できる部分の改修費を補助（住居・店舗などの併用も可）。	部分改修費	すまいるネット	078-647-9933
	子育て支援住宅取得補助制度	子育て世帯・若年夫婦世帯がよりよい住環境を確保するためのリノベーションや建替えを支援	中古住宅取得費	すまいるネット	078-647-9933
	尼崎市	空家活用アドバイザー派遣事業	空家の活用・流通などのアドバイスを行う宅地建物取引士などの専門家を無償で派遣	人件費	住宅政策課
子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業		子育てファミリー世帯または新婚世帯が一戸建ての空家を取得し、その改修を行った場合の改修費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	06-6489-6608
空家エコリフォーム補助事業		一戸建てまたは共同住宅の空家を取得し、エコリフォームを行った場合の改修費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	06-6489-6608
西宮市	空き家等地域活用支援事業	空き家等を活用し、地域コミュニティ活動などの公益的な目的のために活用する場合に費用などの一部を補助	改修費、家屋内整理等作業費	すまいづくり推進課	0798-35-3772
芦屋市	芦屋市空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、改修費用の一部を補助	改修費	住宅課	0797-38-2721
宝塚市	空き店舗等出店促進補助金	市が指定する区域の空き店舗等を活用して事業を開始する方に、出店に係る改装に要する経費等の一部を補助	改装費	商工動労課	0797-77-2011
	商店街空き店舗活用事業補助金	商店街の空き店舗を活用して事業を開始する方を対象として、その家賃の一部を補助	家賃	商工動労課	0797-77-2011
川西市	川西市空き家活用支援事業	空き家を購入し定住する若年子育て世帯に対し、空き家の機能回復又は設備改善に必要な工事に要する経費の一部を助成	改修費	住宅政策課	072-740-1205
三田市	マイホーム借上げ制度推進事業	（一社）移住・住みかえ支援機構が行うマイホーム借上げ制度の利用に必要な費用の一部を補助	事務手数料 仲介手数料 保証料	都市再生課	079-559-5128
	三田市空き店舗リニューアル創業支援補助金	市内の空き店舗を活用して事業を開始する創業者に、空き店舗の改装に要する経費の一部を補助	改修費	産業政策課	079-559-5085
	空き家リフォーム補助事業	空き家を住宅・地域交流拠点として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市再生課	079-559-5128
加古川市	空き家活用支援事業	市街化調整区域に存する空き家の解消等を目的に、空き家賃借料及び広告宣伝費の一部を補助	賃借料 広告宣伝費	産業振興課	079-427-9756
高砂市	空き家活用支援事業	空き家バンクに登録された住宅を、居住用・賃貸住宅用の住宅又は事業所として活用しようとする場合に費用の一部を補助	改修費	都市政策課	079-443-9033
稲美町	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-492-9143
西脇市	起業・第二創業促進支援事業	市内で新たに起業又は第二創業を行う者に対し、対象経費の2分の1を補助。移住の場合は加算措置あり。	改修等工事費、賃借料など	商工観光課	0795-22-3111
	産業立地促進賃料補助事業	空き家、空き店舗等を活用して新たにIT関連の事業を実施する方に対し、対象経費の一部を補助	家賃 通信回線 使用料	商工観光課	0795-22-3111
三木市	UII ターン住宅取得支援事業	移住する若者世帯の住宅購入を支援	取得費	縁結び課	0794-89-2395
加西市	空き店舗活用補助事業	空き店舗を活用した店舗・オフィス開設のための賃借料や改装費の一部、市民の新規雇用に対して補助。	賃借料 改装費 雇用促進補助	産業振興課	0790-42-8740
	空き家改修事業	空き家を改修して売却や貸出をする方や購入した空き家を改修する方に一定の補助。改修工事の1/2（上限50万円）	改修費	きてみて住んで課	0790-42-8729

家賃補助制度を活用しよう

結婚や県外からの引越しを機に、まずは賃貸住宅を借りて新生活をスタート、という場合に、初期費用・家賃・引越し費用などの一部を補助している市町があります。

市町名	事業名	担当窓口	連絡先
神戸市	結婚新生活支援事業	住宅政策課	078-595-6498
伊丹市	転入促進事業	住宅政策課	072-784-8069
三田市	新婚世帯転入応援補助事業	都市再生課	079-559-5128
高砂市	新婚世帯家賃等補助金	未来戦略推進室	079-441-9904
稲美町	結婚新生活支援補助金	企画課	079-492-9130
	お試し居住補助金	企画課	079-492-9130
三木市	結婚新生活支援事業	縁結び課	0794-89-2395
加西市	新婚世帯向け家賃補助制度	きてみて住んで課	0790-42-8764
	新規就農者支援事業	農政課	0790-42-8741
加東市	結婚新生活支援事業	都市政策課	0795-43-0517
多可町	多可町結婚新生活支援事業	定住推進課	0795-32-4776
神河町	若者世帯向け家賃補助事業	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
相生市	新婚世帯家賃補助金交付事業	定住促進室	0791-23-7125
上郡町	結婚新生活支援補助金	健康福祉課	0791-52-1114
	新規就農者等家賃補助金交付制度	産業振興課	0791-52-1116
佐用町	結婚新生活支援補助金	さよう子育て支援センター	0790-82-0341
豊岡市	若手農家家賃支援事業	農林水産課	0796-23-1127
養父市	やぶ暮らし住宅支援制度	やぶぐらし課	079-662-3172
朝来市	あさご暮らし住宅取得等応援事業（家賃助成）	総合政策課	079-672-1492
香美町	空き家利活用促進支援（利用準備支援）	企画課	0796-36-1962
	空き家利活用促進支援（お試し住宅利用）	企画課	0796-36-1962
新温泉町	起業支援事業補助金（家賃助成）	商工観光課	0796-82-5625
丹波篠山市	新規就農者支援事業（家賃助成）	農都政策課	079-552-1114
洲本市	新婚世帯家賃補助金交付事業	魅力創生課	0799-24-7641
南あわじ市	新婚世帯家賃補助制度	ふるさと創生課	0799-43-5205
	結婚新生活支援事業	ふるさと創生課	0799-43-5205
淡路市	新婚世帯家賃補助事業	子育て応援課	0799-64-2134

農地付き空き家を活用しよう

「農業をしながら田舎暮らしをしてみたい」と思っても、営農面積の下限値がありますが、各市町ではこれを引き下げています。農地の取得には、一定の要件があるため、詳しくは各市町の所管課にお問い合わせください。

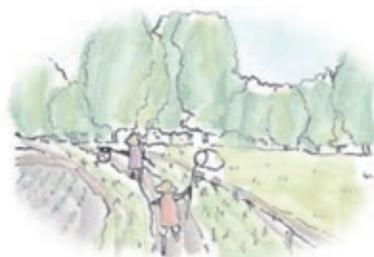
※下限面積の（ ）内：農業委員会が特に指定した区域の場合

市町名	下限面積	市町名	下限面積	市町名	下限面積
神戸市	10a (1㎡)	西脇市	30a (1㎡)	太子町	30a
尼崎市	10a	三木市	20a	上郡町	30a (1㎡,10a)
西宮市	10a (5a)	小野市	40a (1a)	佐用町	30a (1㎡)
芦屋市	50a (20a)	加西市	30a (1a)	豊岡市	40a (1㎡)
伊丹市	10a	加東市	30a	養父市	10a (1a)
宝塚市	30a (10a)	多可町	30a (1㎡)	朝来市	30a (1㎡)
川西市	10a	姫路市	30a (10a)	香美町	30a (1㎡)
三田市	30a (1㎡)	神河町	30a (1a,10a)	新温泉町	30a
猪名川町	30a	市川町	30a (1㎡)	丹波篠山市	30a (1㎡)
明石市	30a (10a)	福崎町	30a (1㎡)	丹波市	30a (1a,10a)
加古川市	30a (20a,概ね1a~5a)	相生市	30a	洲本市	50a
高砂市	20a	赤穂市	30a (1a)	南あわじ市	50a (30a)
稲美町	40a	たつの市	30a (1㎡)	淡路市	40a (30a)
播磨町	20a	宍粟市	30a (1a)		

▲ 営農面積の下限値

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
朝来市	あさご暮らし住宅取得等応援事業	子育て世代もしくは転入者が市内に定住するために住宅を取得（新築・購入*空き家含む）した費用を最大 90 万円助成	新築又は購入費用	総合政策課	079-672-1492
	空き家活用促進事業	市内の空き家を利用するために行われる改修工事費用の一部を最大 70 万円補助	改修費	総合政策課	079-672-1492
	にぎわい創出事業	市内の空き家・空き店舗を活用して新たに开店される方に経費の一部（最大 200 万円）を補助	改修費、備品購入費、建物取得費等	経済振興課	079-672-2816
香美町	住宅改修費助成金交付事業	空き家バンクに登録された住宅を改修して居住する場合に、要する費用の一部を町内で利用可能な商品券で補助	改修費	企画課	0796-36-1962
	IT 関連オフィス等開設・設置支援事業	町内に IT 関連オフィス等を開設または設置する事業者に対し、建物の改修費等を補助	改修費、賃借料、通信回線使用料	企画課	0796-36-1962
	空き家活用促進支援（利用準備支援）	空き家バンクに登録された住宅に現存する家財道具の撤去や屋内外の清掃に要する経費を補助	家財撤出・処分費	企画課	0796-36-1962
	空き家活用促進支援（お試し住宅利用）	空き家バンクに登録された住宅をお試し住宅として利用する場合に、家賃相当額の一部を補助	家賃	企画課	0796-36-1962
	移住体験施設開設支援補助金	空き家を利用して移住体験施設を整備・運営を行う事業者等に対し、改修費等を補助	改修費、家財処分費	企画課	0796-36-1962
	空き家リフォーム補助金事業	「新温泉町空き家バンク」に登録している又は登録予定の空き家のリフォーム費用の 10%（上限 50 万円）を助成	リフォーム費用	商工観光課	0796-82-5625
新温泉町	定住促進住宅取得助成事業	町内で住宅を新築・購入又は改修費用に対し助成（上限 50 万円。転入者の場合は上限 70 万円。改修は費用の 10%。年齢要件等あり）	新築、購入又は改修の費用	商工観光課	0796-82-5625
	温泉配湯助成金事業	定住促進住宅取得助成事業と併せて、新たに温泉の配湯を開始した方に、温泉使用料の基本料金を 5 年間助成	温泉配湯使用料の基本料金	商工観光課	0796-82-5625
	起業支援事業補助金	町内で新たに起業される方を対象に、初期投資費用の 50%（上限 50 万円。転入者の場合は上限 100 万円）を助成	改修費、建物取得費等	商工観光課	0796-82-5625
	空き家バンク活用住宅改修補助金	空き家バンク利用登録者が空き家バンクの物件を住宅として活用するための改修を支援	改修費	創造都市課	079-552-5106
丹波篠山市	空き家活用事業補助金	兵庫県のみ家再生促進支援事業を実施して古民家の再生をする場合に支援	改修費	創造都市課	079-552-5106
	若者定住支援住宅補助金【市内工務店利用型】	市内工務店を利用して住宅を新築・改修する若者・子育て世帯を支援	新築・改修にかかる費用	創造都市課	079-552-5106
	若者定住支援住宅補助金【定住促進重点地区型】	定住促進重点地区で住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用	創造都市課	079-552-5106
	若者定住支援住宅補助金【三世代同居型】	三世代同居・近居のために住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用	創造都市課	079-552-5106
	空き家活用支援事業	兵庫県の空き家活用支援事業の対象となるもので、住宅や事業所等として空き家を活用するための改修を支援	改修費	創造都市課	079-552-5106
	起業支援助成金	空き家バンクの空き家等を活用した起業を支援	改修・改装費、機械設備購入費等	商工観光課	079-552-6907
	丹波市	丹波市空き家活用促進事業補助金（居住型）	住まいるバンク登録物件購入者又は賃借者が、空き家等を居住のために改修する際、改修費用の一部を補助	改修費	定住促進課
丹波市空き家活用促進事業補助金（開業型）		住まいるバンク登録物件購入者又は賃借者が、空き家等を開業のために改修する際、改修費用の一部を補助	改修費	定住促進課	0795-88-5039
空き家活用地域活性化事業補助金		空き家等を、子育て支援活動等の地域活動や都市住民との交流施設として活用する際、改修費用の一部を補助	改修費	定住促進課	0795-88-5039
洲本市	移住及び定住のための空き家入居支援事業	空き家を住宅として利活用するための改修費等を支援	改修費、家財撤去費等	魅力創生課	0799-24-7641
南あわじ市	定住促進空き家活用支援事業	空き家バンクに登録された物件を購入・賃借して、居住のために改修等をする場合に、費用の一部を補助	改修費、家財道具処分費、登記費、引越し費	ふるさと創生課	0799-43-5205
	マイホーム取得事業補助金	淡路島外からの移住者の方へ、空き家バンクに登録された住宅の取得費用の一部を補助	取得費	ふるさと創生課	0799-43-5205
	多世代同居・近居支援事業補助金	多世代で同居や近居をする際に、空き家を購入またはリフォーム等を行う場合、費用の一部を補助	取得費、改修費	ふるさと創生課	0799-43-5205
	起業支援事業補助金	市内の起業を促進するため、費用の一部を補助（空き家バンク登録物件を使用した場合加算あり）。	改修費、機材設備購入費等	商工観光課	0799-43-5221
	IT 戦略推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業	兵庫県 IT 戦略推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業を受けた人に、空き家を利用する場合は建物改修費の上限額を引き上げ	建物改修費、通信回線利用料等	商工観光課	0799-43-5221
淡路市	移住促進空き家改修支援事業	空き家を購入して居住のために改修する場合に、改修費等の一部を補助	改修費、移転費、家財処分費	まちづくり政策課	0799-64-2506

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
加東市	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市政策課	0795-43-0517
多可町	住宅リフォーム助成事業	町内業者を利用した 50 万円以上の自宅のリフォーム工事費用の 5%を補助(上限 5 万円)。	住宅の増築、改築、修繕工事等	定住推進課	0795-32-4776
	IT 関連事業振興支援補助金事業	兵庫県 IT 事業所開設支援を受けた人に上乗せ補助	建物改修費、通信回線使用料など	商工観光課	0795-32-4779
	創業・起業支援補助金	町内に拠点事業所を置いて、創業・起業をする方に初期経費の 2/3 を補助(上限 20 万円、補助率)。	増改築費、設備備品取得費など	商工観光課	0795-32-4779
	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅・事業所として活用しようとする場合に改修費の一部を補助	改修費	定住推進課	0795-32-4776
姫路市	中古住宅購入助成事業	中古住宅を購入し 10 年以上居住する方に 10 万円を補助（若年世帯・子育て世帯、40 歳未満の単身者は 20 万円）	住宅取得費	定住推進課	0795-32-4776
	あったか家族多世代	若者世帯が親元での同居や近居のために 1,000 万円以上で住宅を新築、増築、改築する場合に 30 万円を補助	工事費	定住推進課	0795-32-4776
	空き家改修支援事業（交流施設型）	空き家バンク登録物件を交流施設等（宿泊施設、創作活動施設等）として活用するための改修経費の一部を補助	改修費	住宅課	079-221-2642
神河町	創業促進事業	町内で新たな事業を始めようとする方の、起業に要する費用の一部の補助	改修費、人件費、賃借料等	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
	若者世帯住宅取得支援事業	町内で住宅を取得（新築・購入等）する場合、費用の一部を補助（最大 190 万円）	住宅取得費	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅・事業所または地域交流拠点として活用する者に対し、その改修に要する費用の一部の補助	改修費	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
市川町	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅・事業所または地域交流拠点として活用する者に対し、その改修に要する費用の一部の補助	改修費	住民環境課	0790-26-1011
福崎町	空家再生等推進事業	地域団体等が空き家を地域交流拠点として活用する場合に、必要な費用の一部を補助	取得費、改修費	まちづくり課	0790-22-0560
相生市	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	地域振興課	0791-23-7130
赤穂市	空家活用支援事業	一戸建ての空家を改修し、住宅、事業所、地域交流拠点として活用しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費	都市計画課	0791-43-6827
	古民家再生促進支援事業	空家となった古民家を改修し、地域交流施設等として再生しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費	都市計画課	0791-43-6827
	商店街空き店舗等活用事業	商店街の空き店舗を商店街活性化に向け整備利用する場合の家賃及び店舗改装費の一部を補助	家賃、改修費	商工課	0791-43-6838
たつの市	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	まちづくり推進課	0791-64-3167
	空き家家財道具等撤去費支援事業	空き家バンク登録物件の売買・賃借が成立した場合に、残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費の一部を補助	家財撤出・処分費	まちづくり推進課	0791-64-3167
	創業支援事業	市内で新たに創業を計画している方に対して、その創業に要する経費の一部を補助する制度	改修費、設備費等	商工振興課	0791-64-3158
宍粟市	若者定住促進住宅取得支援事業	新たに住宅を取得する転入者の方や、若者世帯に対して住宅取得奨励金を交付	—	まちづくり推進課	0791-64-3167
	空家活用支援事業	空家取得又は賃貸し、住宅・店舗等に使用するために要する改修費を補助	改修費	ひと・はたらく課	0790-63-3166
太子町	空き家活用支援事業	町内にある一戸建ての空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用しようとする場合に改修費の一部を補助	改修費	まちづくり課	079-277-5992
上郡町	中古住宅取得費補助交付制度	定住を目的として中古住宅を取得した場合、住宅取得費の一部を補助	住宅取得費	企画政策課	0791-52-1112
	三世代同居等世帯支援補助金交付制度	三世代同居・近居のために住宅を取得又は改修する世帯に対し、費用の一部を補助	改修費、取得費	企画政策課	0791-52-1112
佐用町	若者住宅取得応援金	40 歳以下の者が定住を前提に空き家バンク登録物件を購入した場合に応援金を支給	—	商工観光課	0790-82-0670
	中小企業者創業支援事業	町内で新たな事業を始めようとする場合に要する費用の一部を補助	改修費、賃料	商工観光課	0790-82-0670
豊岡市	定住促進事業補助金	市外からの転入者に対し、住宅の改修費、移転費等を補助	改修費、移転費	環境経済課	0796-21-9096
養父市	やぶの空き家活用支援事業	空き家を住宅として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費・家財処分	やぶぐらし課	079-662-3172
	創業・第二創業補助金	個人や事業者が起業する新規創業の経費に対し最大 100 万円を補助	改修費、人件費、賃借料等	商工観光課	079-664-0285



地域によって

全く異なる表情を持つ兵庫県。

自分にぴったりの暮らし方を

探してみませんか？

「カムバックひょうごセンター」では、
移住等に関する様々な情報を提供しています。

[カムバックひょうごセンター](#) [検索](#) 又は

TEL：078-360-9971 まで。

【発行】兵庫県 県土整備部 住宅建築局 住宅政策課

TEL：078-362-3583

02 土 P2-028B5